工事請負契約書(案)

１．工事番号・名称　第２６－０１１３５－０００５号
自治会館中央監視設備改修工事

２．工 事 の 場 所　福島市中町　地内

着　工　令和　　年　　月　　日

３．工　　期

完　成　令和　　年　　月　　日

４．工事を施工しない日

工事を施工しない時間帯

（注）工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。

５．工事請負代金の額　　金　　円　也

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金　　円　也

６．契 約 保 証 金

上記の工事について、発注者　福島県　と受注者　　は、福島県工事請負契約約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

（書面契約による場合）

上記の契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

（電子契約による場合）

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の４の２に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

（以下は該当する場合に記載すること）

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

令和　　年　　月　　日

発注者

受注者

特記事項

第１　上記工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

第２　上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第９条第１項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

特約条項

第１　この契約は債務負担行為に基づく契約とし、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおりとする。

令和８年度　　円

令和９年度　工事請負代金額から令和８年度支払額を差し引いた額

なお、甲は予算の都合上その他必要があるときには、上記支払限度額を変更することができる。

第２　約款第３８条第１項ただし書きの表中、請負代金額２，０００万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は３回（中間前金払をする場合は２回）とする。

第３　約款第４条第３項及び第６項中の「１０分の１」とあるのは、「１０分の３」と読み替える。

２　約款第３５条第１項中の「１０分の４」とあるのは「１０分の２」と読み替え、同条第７項中の「１０分の４」とあるのは「１０分の２」と、「１０分の６」とあるのは「１０分の４」とそれぞれ読み替え、同条第８項中の「１０分の５」とあるのは「１０分の３」と、「１０分の６」とあるのは「１０分の４」とそれぞれ読み替え、同条第９項中の「１０分の５」とあるのは「１０分の３」と、「１０分の６」とあるのは「１０分の４」とそれぞれ読み替える。

３　この工事においては、建設業法第２６条第１項又は第２項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者２名を配置すること。

なお、当該工事が建設業法第２６条第３項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、２名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。（建設業法施行令第２７条第２項の適用は認めない。）

（注　この特約条項は、低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合のみ特約する。）

第４　受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村等が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第１０条第２項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

第５　約款第３７条に次のただし書を加える。

ただし、平成２８年４月１日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の１００分の２５を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第６　受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（仮設工事、土工事及び一式とされた項目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。

２　前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注

者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

3　監督員は、第１項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。

4　前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。

5　前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、工事請負契約約款第 25 条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第１項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。